

役場からのお知らせ

納期のお知らせ

●6月に納めるもの●

		納期限
町県民税	1期分	6月30日
国民健康保険税	2期分	6月30日
介護保険料	2期分	6月30日
保育料	6月分	6月30日
水道料	6月分	6月30日
町営住宅使用料	6月分	6月30日

●7月に納めるもの●

		納期限
固定資産税	2期分	7月31日
国民健康保険税	3期分	7月31日
介護保険料	3期分	7月31日
後期高齢者医療保険料	1期分	7月31日
保育料	7月分	7月31日
水道料	7月分	7月31日
町営住宅使用料	7月分	7月31日

※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

町民課からのお知らせ

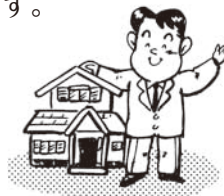
土地・家屋調査にご協力ください

町では、固定資産税を課税する上で適正な評価を確保するため、調査地区を定め土地と家屋の調査を行っています。

調査方法は、固定資産評価補助員である町の職員が現地調査し、固定資産税が課税されている土地や家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら、外観の確認をします。調査に当たり確認のため問い合わせをする場合がありますので、担当職員が訪問した際はご協力をお願いします。

なお、職員は固定資産評価補助員証を携帯し、名札を着用します。

土地・家屋調査については下記のとおりです。



【土地】

土地は画地台帳等に登録されている内容と比較し、現況の地目などを調査します。

【家屋】

1. 家屋を新築または増築したときに、所有者に事前連絡などを行いながら評価を行う「新築・増築調査」
2. 家屋課税台帳に登録されている内容（所在地番・用途・構造・床面積など）と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

家屋の新築・増築・取り壊しは役場に届出をお願いします

【新築・増築をしたとき】

評価は、完成した家屋から順次行っていますが、評価が入居後になる場合があります。入居前に評価をご希望される方は、お早めにご連絡ください。

【取り壊しをしたとき】

※届出がないと課税されてしまうことがありますので、お早めにご連絡ください。

※取り壊した建物や、変更後の建物の用途によっては、住宅用地の特例措置が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

【未登記家屋の所有者を変更したとき】

※この手続きをしないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいますので、忘れずに届け出てください。



□お問い合わせ 役場1階 町民課 資産税係 ☎ 43-2111 (内線 2119) まで